

(I) 模擬裁判の目的と準備

目的

- ・法制度や裁判制度の確認 … 実際に体験することで、諸制度についての流れを定着させる
- ・法的感覚の養成 … 日本の法制度では、どのように法が適用され裁判が実施されるのかを考える

リアルな模擬裁判にしたいと思ったので、今回は実際の事件例や判例をベースに模擬裁判用の教材を作成しました。今回皆さんには、班で「検察官」「裁判員」「弁護人」の三者に分かれ、各立場から模擬裁判に参加してもらおうと思います。6～7人で1班を作るので、検察官と弁護人が2名ずつ、残りは裁判員としましょう。

[模擬裁判の流れ] 作業① 事件の内容・証拠・主張・事実メモを読み、ポイントを整理する【5分】

作業② 各担当に分かれ、裁判での主張をどのように展開するか、作戦会議する。【8分】

検察官 → いかにも求める刑罰を獲得するか

弁護人 → いかにも無罪の獲得や減刑を実現するか

裁判員 → 現時点の証拠や事実関係より、有罪(罪名)・無罪のどちらが適切と考えるか

③ 検察の主張【3分】→ 弁護人の主張【3分】→ 自由討論【8分】

④ 裁判員は有罪・無罪、有罪の場合は刑罰について通達。理由も併せて話すこと。

(II) 裁判内容

裁判内容を以下に示すので、気になる部分にマーカーを引きながら事実の整理をしていきましょう！

[起訴内容] 本件は、令和X年11月1日、14時11分から23時42分の間^{*1}に、被告人AがB(当時60歳)に対して拳骨で顔面を殴打し、左後頭部を同所にあったベッドの縁、または何らかの鈍体^{*2}に打ち付けさせ、よってBに急性硬膜下血腫^{*3}等の傷害を負わせ、同人を死亡させたという傷害致死^{*4}の疑い。

[争点] Bが左後頭部を打ち付けたのは被告人の暴行によるものか、顔面の複数の傷は被告人の暴行によるものか。

[検察側の主張] 内容の通り、被告人の暴行によって左後頭部を負傷し、死に至らしめたとして傷害致死罪を主張。

[弁護側の主張] Bへ暴行した証拠は無く、持病や飲酒の影響により転倒し、左後頭部を打ち付けた可能性を主張。

[事実①] 解剖結果によれば、Bは左後頭部への鈍体の打撲作用による急性硬膜下血腫により死亡したと、原因となった頭の傷は、死亡する30分～数時間前に角のある鈍体により成傷されたことが認められる。

[事実②] 医師の証言によると、Bの頭の傷は「よほどの勢い」で左後頭部をぶつけたことで生じたと考えられる。例えば、顔を殴られたり、後ろに突き飛ばされたりして、後方に転倒した場面等が想定される。他方で、Bが飲酒等の影響で全く受け身を取らずに立位から後方に転倒した場合でも「よほどの勢い」に該当する。

[事実③] 現場検証によれば、新しくできた血痕としてはベッドのマットレスの角や、その周辺の床、置き型の鏡台にのみ発見された。ひどく争った形跡は見られなかった。

[事実④] 解剖時のBの血液からは、中等度ないし強度酩酊状態と評価できるアルコールが検出された。

[事実⑤] 聞き込みをしたところ、11月1日の17:50頃、被告人の家から怒鳴り声と「どん」と響き渡る大きな音が聞こえたとの証言が得られた。

[事実⑦] **被告人の証言** 11月1日23:00頃、Bと一緒に飲酒をしていた際に口論となり、つかみ合いとなった。終わった後、Bは再び起き上がってウイスキーを飲んでいましたが、数十分後に急に倒れたため110番通報をした。その間、自分は酩酊状態であろうとしていたため、詳しいことは覚えていない。

[事実⑥] **被告人の証言** 11月1日にBの目や鼻のあたりを手で殴ったと供述。しかし、頭の傷には心当たりがない。それまでの取り調べでは、殴ったことを否定したり黙秘したりしていたが、Bが亡くなったことを知ってから殴打したことを供述した。供述に一貫性が無く、信ぴょう性も微妙。

[事実⑧] **被告人の証言** Bは職場でいじめにあっており、何者かに殴られた現場も見たとある。今回一緒に飲んだのも、その相談が目的であった。

[事実⑨] 被告人は前科^{※5}が20犯あり、前刑の執行から1年半後に本件犯行に及んでいる。また、別件で同年10月にも通行人への恐喝で有罪判決を受けた。

※1 解剖の結果や、駆けつけた警察官の目撃情報から推測される確実な死亡推定時刻だが、幅広い。

※2 鋭い刃や尖った先端をもたない物体の総称

※3 頭への強い外力が原因で脳表面の血管がダメージを受け、硬膜とくも膜の間に出血が広がる病気

※4 **傷害致死**→人に傷害を負わせ、その傷害によってその人を死亡させた場合に成立《**量刑は3年～20年(平均3～10年)**》
殺人罪→上記に加え、行為に殺意があったと認められた場合《**死刑または無期もしくは5年以上の拘禁刑**》
傷害罪→暴行により傷害を負わせた場合《**1か月以上15年以下の拘禁刑(平均2年程度)、または1万円以上50万円以下の罰金**》

※5 過去に懲役・禁錮・罰金の刑罰（または執行猶予）を受けたことがある経歴

(Ⅲ) 模擬裁判に挑戦！

あなたの立場（ 検察 ・ 弁護 ・ 裁判員 ）

作業①②

気になった証拠・攻めるポイント・重視したい内容

検察側の主張

作業③

・
・
・
・

弁護側の主張

作業③

・
・
・
・

作業④ **判決**「被告人を（ 有罪 ・ 無罪 ）とする」〔(有罪の場合)〔

〕に処す。〕(裁判員役)

判決に至った最も大きな理由

直接的な証拠(映像や凶器)がないが、複数の証拠を組み合わせると有罪となることはある。具体的な量刑・刑期は、行為の悪質さ、傷害結果の軽重、同種前科の有無などでケースバイケースとなるので、今回は※4の《》内に記載した一般的な量刑をベースに、判決を言い渡してみよう。

ちなみに実際の裁判結果は…(有罪 ・ 無罪)でした。



(I) 模擬裁判の目的と準備

目的

- ・法制度や裁判制度の確認 … 実際に体験することで、諸制度についての流れを定着させる
- ・法的感覚の養成 … 日本の法制度では、どのように法が適用され裁判が実施されるのかを考える

リアルな模擬裁判にしたいと思ったので、今回は実際の事件例や判例をベースに模擬裁判用の教材を作成しました。今回皆さんには、班で「検察官」「裁判員」「弁護人」の三者に分かれ、各立場から模擬裁判に参加してもらおうと思います。6～7人で1班を作るので、検察官と弁護人が2名ずつ、残りは裁判員としましょう。

[模擬裁判の流れ] 作業① 事件の内容・証拠・主張・事実メモを読み、ポイントを整理する【5分】

作業② 各担当に分かれ、裁判での主張をどのように展開するか、作戦会議する。【8分】

検察官 → いかにか求める刑罰を獲得するか

弁護人 → いかにか無罪の獲得や減刑を実現するか

裁判員 → 現時点の証拠や事実関係より、有罪(罪名)・無罪のどちらが適当と考えるか

裁判官も
議論に参加

③ 検察の主張【3分】→ 弁護人の主張【3分】→ 自由討論【8分】

④ 裁判員は有罪・無罪、有罪の場合は刑罰について通達。理由も併せて話すこと。

(II) 裁判内容

裁判内容を以下に示すので、気になる部分にマーカーを引ながら事実の整理をしていきましょう！

推定時間が広すぎる

[起訴内容] 本件は、令和X年11月1日、14時11分から23時42分の間^{*1}に、被告人AがB(当時60歳)に対して拳骨で顔面を殴打し、左後頭部を同所にあったベッドの縁、または何らかの鈍体^{*2}に打ち付けさせ、よってBに急性硬膜下血腫^{*3}等の傷害を負わせ、同人を死亡させたという傷害致死^{*4}の疑い。

[争点] Bが左後頭部を打ち付けたのは被告人の暴行によるものか、顔面の複数の傷は被告人の暴行によるものか。

[検察側の主張] 内容の通り、被告人の暴行によって左後頭部を負傷し、死に至らしめたとして傷害致死罪を主張。

[弁護側の主張] Bへ暴行した証拠は無く、持病や飲酒の影響により転倒し、左後頭部を打ち付けた可能性を主張。

[事実①] 解剖結果によれば、Bは左後頭部への鈍体の打撲作用による急性硬膜下血腫により死亡したと、原因となった頭の傷は、死亡する30分～数時間前に角のある鈍体により成傷されたことが認められる。

即死でなかったことは確定

[事実②] 医師の証言によると、Bの頭の傷は「よほどの勢い」で左後頭部をぶつけたことで生じたと考えられる。例えば、顔を殴られたり、後ろに突き飛ばされたりして、後方に転倒した場面等が想定される。他方で、Bが飲酒等の影響で全く受け身を取らずに立位から後方に転倒した場合でも「よほどの勢い」に該当する。どちらの場合も想定できる

[事実③] 現場検証によれば、新しくできた血痕としてはベッドのマットレスの角や、その周辺の床、置き型の鏡台にのみ発見された。ひどく争った形跡は見られなかった。
殺意があって殴ったのなら争った形跡が無いのは不自然？

[事実④] 解剖時のBの血液からは、中等度ないし強度酩酊状態と評価できるアルコールが検出された。

★判断能力がない状態

隣人の証言

[事実⑤] 聞き込みをしたところ、11月1日の17:50頃、被告人の家から怒鳴り声と「どん」と響き渡る大きな音が聞こえたとの証言が得られた。

普通に生活していれば想定できない音だが、必ずしも暴行と一致するかまでは断定できない

[事実⑦] **被告人の証言** 11月1日23:00頃、Bと一緒に飲酒をしていた際に口論となり、つかみ合いとなった。終わった後、Bは再び起き上がってウイスキーを飲んでいたら、数十分後に急に倒れたため110番通報をした。その間、自分は酩酊状態であろうとしていたため、詳しいことは覚えていない。

★判断能力がない状態

★一貫性のない証言は証拠にできない

[事実⑥] **被告人の証言** 11月1日にBの目や鼻のあたりを手で殴ったと供述。しかし、頭の傷には心当たりがない。それまでの取り調べでは、殴ったことを否定したり黙秘したりしていたが、Bが亡くなったことを知ってから殴打したことを供述した。供述に一貫性が無く、信ぴょう性も微妙。

傷害致死罪になるのを恐れ、確かに殴ったが死んではいなかったという趣旨に変更？

[事実⑧] **被告人の証言** Bは職場でいじめにあっており、何者かに殴られた現場も見ることがある。今回一緒に飲んだのも、その相談が目的であった。

[事実⑨] 被告人は前科^{※5}が20犯あり、前刑の執行から1年半後に本件犯行に及んでいる。また、別件で同年10月にも通行人への恐喝で有罪判決を受けた。

前科が多く、実績十分だが、本件とは関係がない
先入観が正しい判断を阻害する

※1 解剖の結果や、駆けつけた警察官の目撃情報から推測される確実な死亡推定時刻だが、幅広い。

※2 鋭い刃や尖った先端をもたない物体の総称

※3 頭への強い外力が原因で脳表面の血管がダメージを受け、硬膜とくも膜の間に出血が広がる病気

※4 **傷害致死**→人に傷害を負わせ、その傷害によってその人を死亡させた場合に成立《**量刑は3年～20年(平均3～10年)**》

殺人罪→上記に加え、行為に殺意があったと認められた場合《**死刑または無期もしくは5年以上の拘禁刑**》

傷害罪→暴行により傷害を負わせた場合《**1か月以上15年以下の拘禁刑(平均2年程度)、または1万円以上50万円以下の罰金**》

※5 過去に懲役・禁錮・罰金の刑罰（または執行猶予）を受けたことがある経歴

(Ⅲ) 模擬裁判に挑戦！

あなたの立場（ 検察 ・ 弁護 ・ 裁判員 ）

作業①②

気になった証拠・攻めるポイント・重視したい内容

検察側の主張

作業③

・
・
・
・

弁護側の主張

作業③

・
・
・
・

作業④ 判決「被告人を（ 有罪 ・ 無罪 ）とする」

「(有罪の場合)[]に処す。」(裁判員役)

判決に至った最も大きな理由

直接的な証拠(映像や凶器)がないが、複数の証拠を組み合わせると有罪となることはある。具体的な量刑・刑期は、行為の悪質さ、傷害結果の軽重、同種前科の有無などでケースバイケースとなるので、今回は※4の《 》内に記載した一般的な量刑をベースに、判決を言い渡してみよう。

ちなみに実際の裁判結果は…(有罪 ・ 無罪)でした。

暴行が死につながった断定ができないため傷害致死は×
また、暴行自体にも証拠がなく、被告人の証言しか証拠がない。唯一の証拠が自白の場合は無罪となる。
また、互いに酩酊状態であり、判断能力がなかったことも有罪にしにくい要素の1つであったのでは。